

自治体戦略2040構想研究会 (第14回)

事務局提出資料

平成30年6月
総務省自治行政局

地方圏における現在の対応(市町村間連携と都道府県の補完)

<連携中枢都市圏(H26.8~)>

圏域の中心都市(連携中枢都市)(※)とその近隣市町村の連携

- ※①指定都市、中核市(人口20万以上)
かつ②昼夜間人口比率おおむね1以上

【役割】

- ①経済成長のけん引
- ②高次都市機能の集積・強化
- ③生活関連機能サービスの向上

【連携中枢都市への財政措置】

普通交付税: 圏域人口75万で約2億円

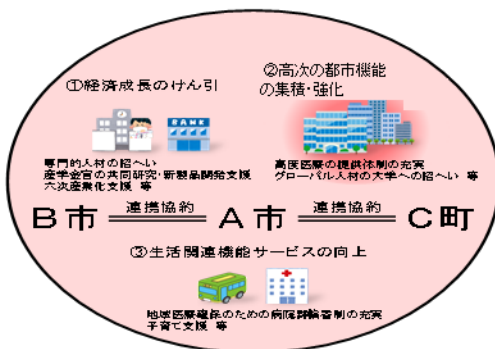
特別交付税: 年間約1.2億円を上限

※連携市町村への財政措置

特別交付税: 年間1,500万円を上限

【圏域数】

28圏域
(H30.4.1時点)



<定住自立圏(H21.4~)>

中心市(※)と近隣市町村の連携

- ※①人口5万人程度以上
かつ②昼夜間人口比率1以上

【役割】

○生活関連サービス機能の向上

- ①生活機能の強化
- ②結びつきやネットワークの強化
- ③圏域マネジメント能力の強化

【中心市への財政措置】

・特別交付税: 年間約8,500万円を上限

※近隣市町村への財政措置

特別交付税: 年間1,500万円を上限

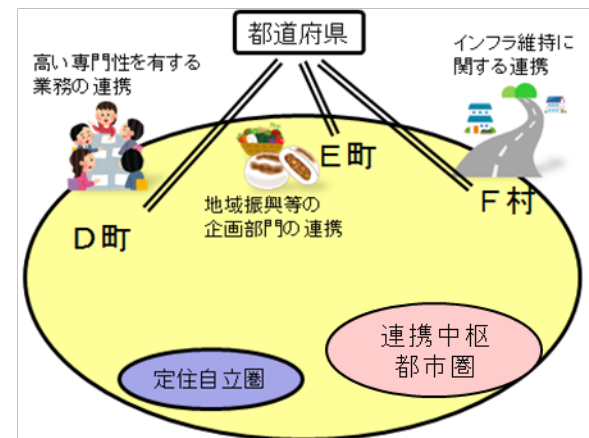
【圏域数】

121圏域
(H30.4.1時点)

<都道府県による補完>

条件不利地域等で、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

市町村長の名において都道府県知事や他の市町村長が事務を執行できる「事務の代替執行」の制度を導入(平成26年地方自治法改正)。

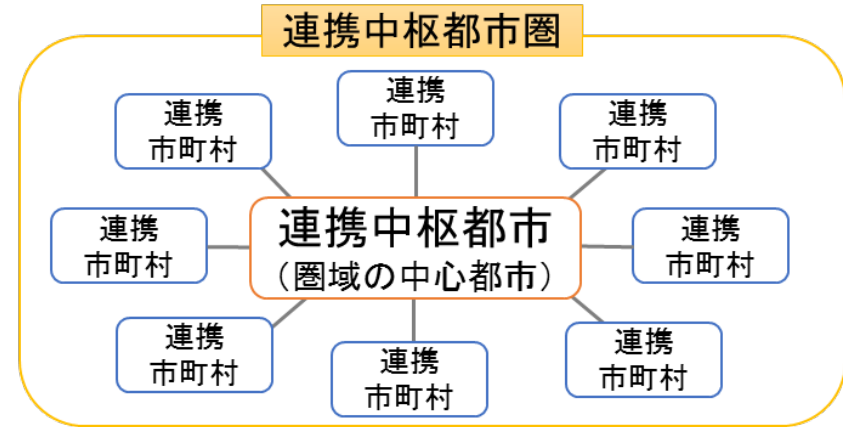


- ✓ あらゆる行政サービスを単独の市町村が個々に提供する発想から転換し、地方自治体間の連携を柔軟かつ積極的に進めていくため、地方自治体間の条約とも言うべき「連携協約」の制度(政策面での基本的方針や役割分担を定めることが可能)を導入(平成26年度地方自治法改正)。
- ✓ 地方圏では、連携協約を活用した連携中枢都市圏等の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完を推進してきた。

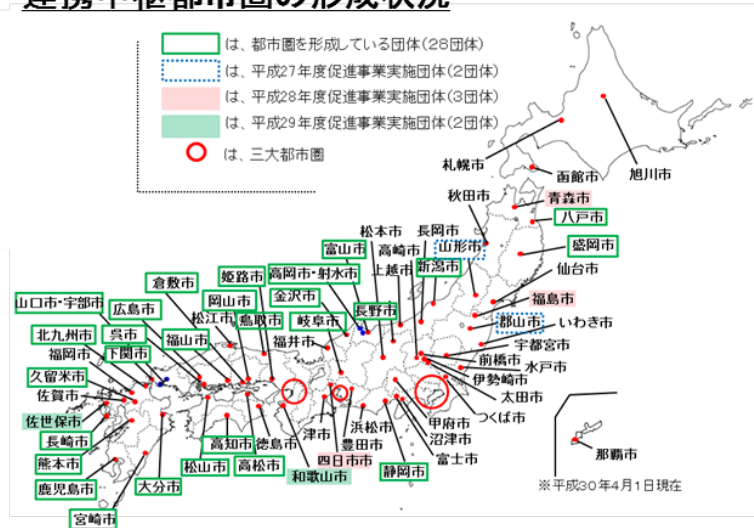
連携中枢都市圏

連携中枢都市圏に求められる役割

- ① **圏域全体の経済成長のけん引**
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援
- ② **高次の都市機能の集積・強化**
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備
- ③ **圏域全体の生活関連機能サービスの向上**
病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成



連携中枢都市圏の形成状況



現在、28圏域が連携中枢都市圏を形成
(要件を満たす市は61市。※形成済みの市、中核市に移行していない市を含む。)

連携中枢都市宣言

連携協約の締結

都市圏ビジョンの策定

- ✓ 圏域の中心都市(連携中枢都市)が、近隣市町村と連携し、圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済をけん引し住民全体の暮らしを支える役割を担う意思を「宣言」
- ✓ 連携中枢都市と連携市町村が、**地方自治法に基く連携協約を締結**し、圏域を形成
- ✓ 連携市町村は、連携中枢都市と近接し、経済、社会、文化、住民生活等で密接な関係を有する市町村
(主に中心都市への通勤通学割合10%圏内の市町村)
- ✓ 圏域の具体的取組を定めた都市圏ビジョンを産学金官のビジョン懇談会で検討し、策定

- ✓ 人口減少社会に、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするには、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市(指定都市・中核市)やその圏域を戦略的に形成することが必要。(第30次地方制度調査会答申)
- ✓ 指定都市や中核市では定住自立圏の取り組みが進まず。中核的な都市が圏域において今後果たすべき役割と、その役割に応じた財政措置のあり方を検討し、H26年から要綱に基づき推進。

圏域マネジメント(地方圏)の課題①

人口規模別人口増減

人口規模 (2015年時点)	総人口			
	2015	2040	増減	増減率(%)
100万人以上	2,012	1,836	▲ 176	▲ 8.7
50～100万人	1,597	1,417	▲ 180	▲ 11.3
20～50万人	2,975	2,582	▲ 393	▲ 13.2
10～20万人	2,117	1,784	▲ 333	▲ 15.7
3～10万人	2,721	2,212	▲ 509	▲ 18.7
1～3万人	808	590	▲ 218	▲ 27.0
1万人未満	239	158	▲ 81	▲ 33.9

課題: まちづくりと連携中枢都市圏

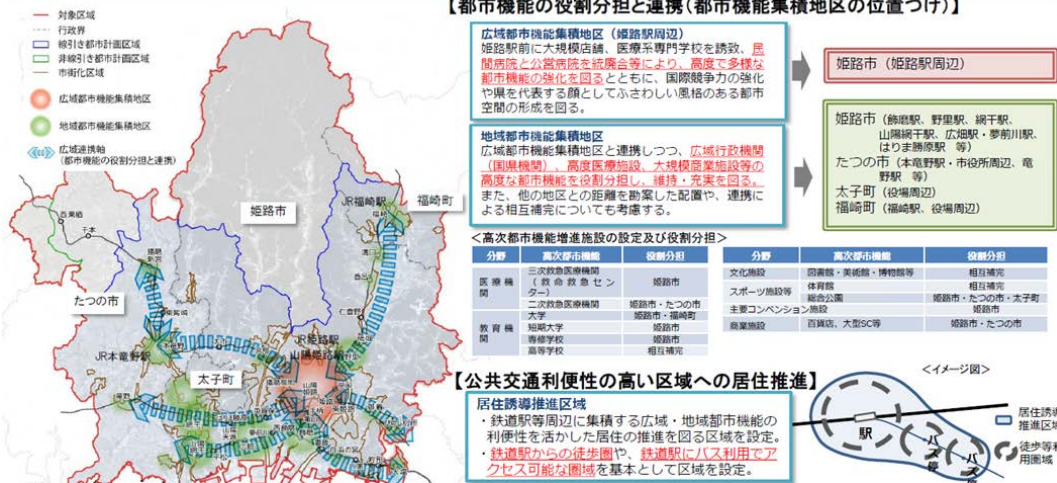
【兵庫県姫路市・たつの市・太子町・福崎町】

背景・課題

- 人口減少・高齢化を背景に、鉄道路線を軸として沿線自治体が必要な都市機能を分担・連携することの必要性が増大。
- 平成27年以降、沿線自治体や交通事業者からなる勉強会・協議会を設立し、各都市の役割分担や連携のあり方について検討。

2市2町による「中播磨圏域の立地適正化の方針」の策定

- 平成29年3月、姫路市、たつの市、太子町、福崎町の2市2町(人口計67万人)により、広域的な立地適正化の方針を策定。
- 広域的な都市機能の集積を図るべき地区を姫路駅周辺、その他の地域的な都市機能の集積を図るべき地区を各拠点に設定し、現状の施設立地状況を踏まえつつ、役割分担を整理。



- 連携中枢都市圏で「立地適正化の方針」の策定に圏域で取り組んでいるのは播磨圏域のみ。
- 立地適正化計画は、市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン。
- 法律に基づかない任意の事項として、「広域的な立地適正化の方針を作成し、これを踏まえ各市町村の立地適正化計画を連携して作成することが望ましい(国交省Q&A)」とされている。

- ✓ 地域の中心都市も、今後は人口が減少。指定都市や中核市でも例外ではない。このままでは高度医療や高等教育、交通結節機能、ビジネス支援機能、商業施設など都市の集積を基盤として圏域全体の生活や産業を支えてきた都市機能の維持は困難に。
- ✓ 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画は、個々の市町村が策定。圏域自体が計画を策定することができれば、圏域の都市機能(医療、福祉、商業等)を役割分担のもと整備・利用することができるのではないか。

圏域マネジメント(地方圏)の課題②

課題: 医療と連携中枢都市圏



- 備後圏域(福山市)は、生活実態等に即し、県境をまたいだ岡山県井原市・笠岡市を圏域としている。福山・府中医療圏は井原・笠岡地域と、救急医療や周産期医療について県境を越えて流入があるが、都道府県ごとに設定される医療圏では異なる医療圏となっている。

※二次医療圏: 一体の区域として一般の入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当である単位

課題: 地域経済政策と連携中枢都市圏

計画のポイント

青森県及び八戸圏域8市町村では、人口減少社会においても活力ある社会経済が維持された地域の発展を目指し、ものづくり・食品製造産業の集積、多様な観光資源や特産物、交通インフラの地域の特性を活用して地域経済を牽引する事業を連携して支援することにより、地域における経済の好循環を生み出す。

促進区域

青森県八戸圏域(八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、陸上町、新郷村、おいらせ町)

【促進区域図】



経済的効果の目標

1件あたり平均3,251万円以上の付加価値を創出する地域経済牽引事業を15件創出し、これらの事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で6.34億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1: 地域の特性を活用すること(①~⑤のいずれか)】

- ①臨海部・内陸部の基礎素材型産業や加工組立型産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②三陸復興国立公園、八食センター、八戸ポータルミュージアム「はっち」等の多様な観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり分野
- ③水産・畜産・野菜・果樹等多様な特産物を活用した農林水産業・地域商社分野
- ④水産加工を中心とする食品製造業の集積を活用した食品製造関連分野
- ⑤東北新幹線、三沢空港、八戸港等の結節点としての交通インフラを活用した物流関連分野

【要件2: 高い付加価値を創出すること】

- 事業の実施により、3,251万円以上の付加価値の増加が見込まれること

【要件3: 以下の経済的効果が見込まれること】

- 事業の実施により、圏域の事業者間での取引額が開始年度比で5%程度増加すること

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設
- ・工場立地法に基づく緑地率の緩和
- ・既存の支援制度の活用促進 等

地域経済牽引支援機関

(公財)21あおもり産業総合支援センター、(公財)八戸地域高度技術振興センター、㈱八戸インテリジェントプラザ、青森県産業技術センター八戸地域研究所・食品総合研究所、八戸工業大学、八戸学院大学、八戸高専、弘前大学八戸サテライト、金融機関、商工団体

計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

- 連携中枢都市圏で「基本計画」策定に圏域で取り組んでいるのは八戸圏域、長野圏域のみ。
- 地域未来投資促進法: 地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果を最大化しようとする地方公共団体の取組を支援。基本計画に基き事業者が策定する地域経済牽引事業計画を知事が承認し、支援措置を集中投入。現行制度でも、複数の市町村で計画を策定することができる。

- ✓ 医療法に基づく二次医療圏は、都道府県が設定。連携中枢都市圏で調整して対応(救急医療体制確保、圏域内病院間の連携、在宅医療介護連携等)することができれば、県境をまたがっても、住民の生活実態等に即し、圏域の医療・介護サービス供給体制を構築することができるのではないか。
- ✓ 地域未来投資促進法に基づく「基本計画」は、市町村又は都道府県が策定。圏域自体が計画を策定することができれば、圏域の特性を活かした地域経済政策を進めることができるのではないか。

圏域マネジメント(地方圏)の課題③

圏域単位で対応が求められる行政課題と現状の連携中枢都市圏の取組

1. 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏
2. 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全
3. スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

圏域単位で対応が求められる行政課題の例

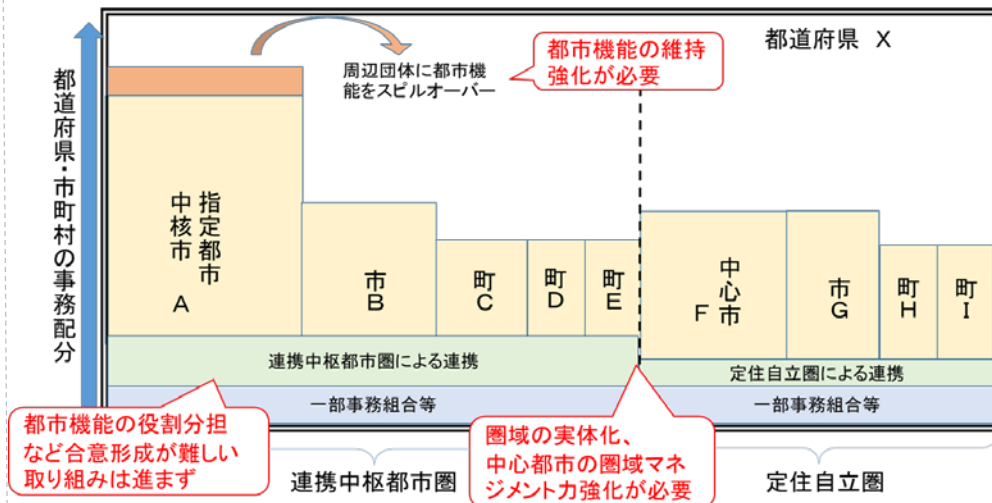
- ・ 新陳代謝によるイノベーション誘発、東京からのサービス移入の脱却、労働生産性の向上(どこをイノベーション拠点とするか、どの分野に政策資源を投入するか)
- ・ 圏域内の医療サービス供給の役割分担、資源最適化(どこに機能を集中させるか)
- ・ 東京への人口流入拡大を転換させる移住環境整備
- ・ 雇用のマッチング、就労システムの構築
- ・ 充実した教育環境提供(児童数は激減し、校舎の老朽化が進行、空き教室や廃校の活用をどう進めるか)
- ・ 学生が減少し、経営環境が悪化する中での高等教育機関の確保
- ・ 都市の衰退への対応、DIDにおける一定の集積維持(どこに集積させるか)
- ・ 医療、介護、買物等生活機能が近隣で維持された空間の形成(どこに形成するか)
- ・ インフラ老朽化への対応、既存ストックの有効活用(何を残すか、希少化する技術職をどう活用するか)

現状の連携中枢都市圏の取組の例

- ・ 商談会、見本市への共同出展
- ・ 企業誘致の連携
- ・ 広域観光PR
- ・ 夜間急病センター運営
- ・ 看護学校奨学金
- ・ 圏域への移住お試し住宅
- ・ 就職面接会、企業見学の共同開催
- ・ 圏域のこども発達支援センター共同設置
- ・ 病児・病後児保育施設の広域受け入れ
- ・ 保育士の復職支援
- ・ 大学・学生の交流拠点運営
- ・ アクセス拠点整備(駅前ターミナル、バスターミナル)
- ・ 圏域の公共施設予約システム
- ・ ローカル路線利用促進
- ・ 文化施設の相互利用
- ・ 公共建物現況調査支援
- ・ 技術職の人材育成、合同研修

地方圏における行政サービス提供体制構築の課題

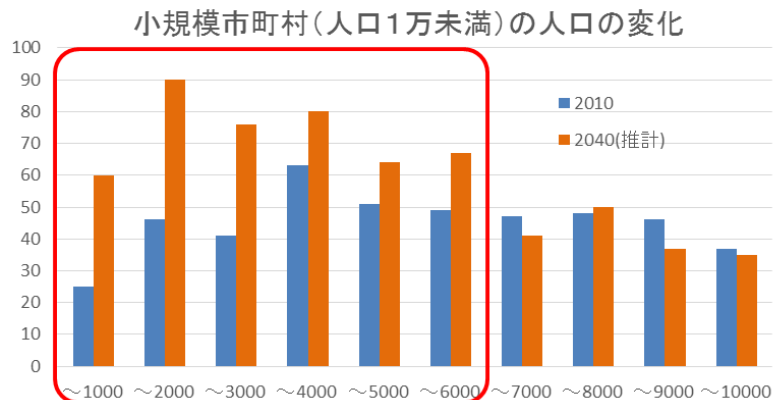
(現在進められている行政サービス提供体制構築のイメージと課題)



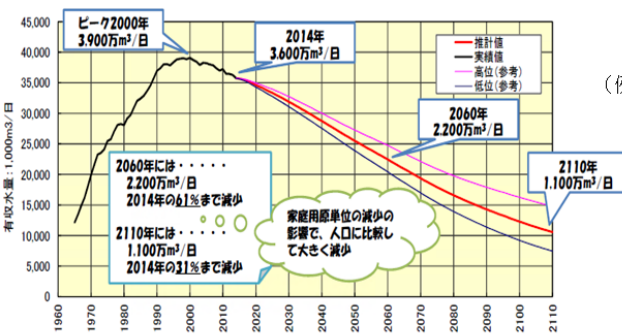
- ✓ 現在、中心都市の施設の広域受け入れ、施設の相互利用、イベントの共同開催など連携しやすい取組から連携を始めている状況。「2040年頃にかけて迫り来る我が国の内政上の危機」にバックキャストの視点から対応していくには、これらを超えた取り組みが必要になるのではないか。
- ✓ 負担の分かち合いや利害調整を伴う合意形成は容易ではないが、圏域単位で対応が必要となる深刻な行政課題に取り組んでいく必要があるのではないか。
- ✓ 生活実態等と一致した圏域を、各府省の施策(アプリケーション)の機能が最大限発揮できるプラットフォームとするためには、合意形成を容易にする観点から、圏域の実体性を確立し、顕在化させ、中心都市のマネジメント力を高める必要があるのではないか。個々の政策で、圏域単位での対応が合理的な取組みを促進する手立ても必要なのではないか。

小規模市町村の状況

小規模市町村の人口の変化



水道の有収水量の見通し

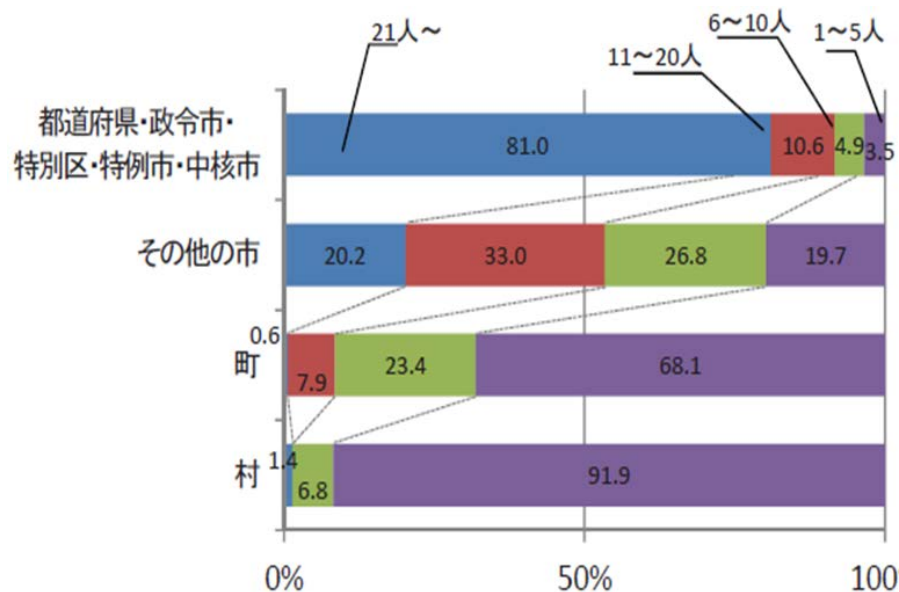


(例) 小規模市町村(A町)の水道事業の見通し

	H29(2027)	H39(2037)	H49(2047)
給水人口	1.2万人	1.0万人	0.8万人
供給単価(円/m ³)	174.6	323.6	602.7
平均的な4人家族の料金	3,957円	7,335円	13,661円

※出典:厚生科学審議会(水道事業の維持・向上に関する専門委員会)報告書
※高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡・低位出生高位(高位)、死亡・高位出生低位(低位)の推計結果

維持管理・更新業務を担当する職員数(道路)



出典:内閣官房「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議(第1回)(平成25年10月16日)」参考資料より作成

※出典:厚生科学審議会(水道事業の維持・向上に関する専門委員会)報告書

- ✓ 2040年に向け、人口が小規模な市町村が増加。小規模自治体ほど人口減少幅が大きく、行政サービス供給体制の構築が課題となる。
- ✓ 小規模市町村では、社会資本の維持管理・更新業務が課題に。

都道府県による市町村の補完

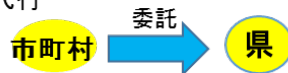
(多様な都道府県の補完・支援の手法)

<p>①「県による包括発注」 橋梁点検の発注代行 (奈良県「奈良モデル」)</p>		<p>②「県・市町村事業の一体化」 県と市町村のワンフロア化、 予算一元化 (秋田県「機能合体」)</p>		<p>③「県と市町村の役割分担の再編」 過疎地域の公立病院再編 (奈良県「奈良モデル」)</p>	
<p>④「現場に入る県職員」 県職員が役場に常駐 (高知県 「地域支援企画員制度」)</p>		<p>⑤「知事と市町村長の定期的な議論の場の開催」 「奈良県・市町村長 サミット」(年5~6回開催) (奈良県「奈良モデル」)</p>		<p>⑥「市町村間の協議の支援」 ごみ処理の広域化 (奈良県「奈良モデル」)</p>	

市町村の補完に積極的に取り組む都道府県は少数
(秋田、長野、静岡、奈良、鳥取、高知等)

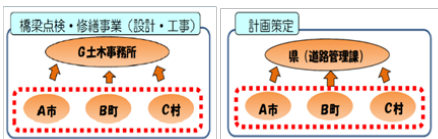
「奈良モデル」の取組

①市町村の合意のもと県が委託を受けて代行



★道路施設
維持管理業務の支援 **職員派遣**

- ・市町村の技術職員の減少(12町村の土木技術職員が0人)を受け、県から技術支援を実施。
- ・まず点検を実施し(15/39市町村が県に委託)、全市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定が完了(32/39市町村が県に委託)。

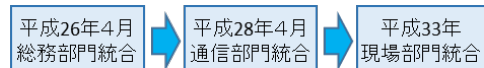


②市町村間の広域連携を県が支援

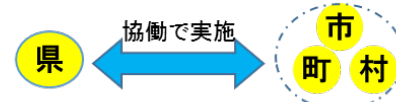


★消防の広域化 **一部事務組合**

- ・広域化推進計画の策定等において県が強いリーダーシップを発揮し、人的支援、財政措置も実施。
- ・11消防本部(39市町村のうち37市町村)が1つの消防組合に統合。
- ・組織は、総務部門→通信部門→現場部門と段階的に統合予定。



③県と市町村が協働で事業実施



★過疎地域における **一部事務組合**

広域医療体制の整備

- ・12市町村と県が構成員となり、3つの公立病院を、救急医療を中心に担う病院(平成28年4月開院予定)と、療養期を中心に担う2つの病院に再編整備。
- ・9つのへき地診療所と連携し、地域医療サービスの充実も図る。



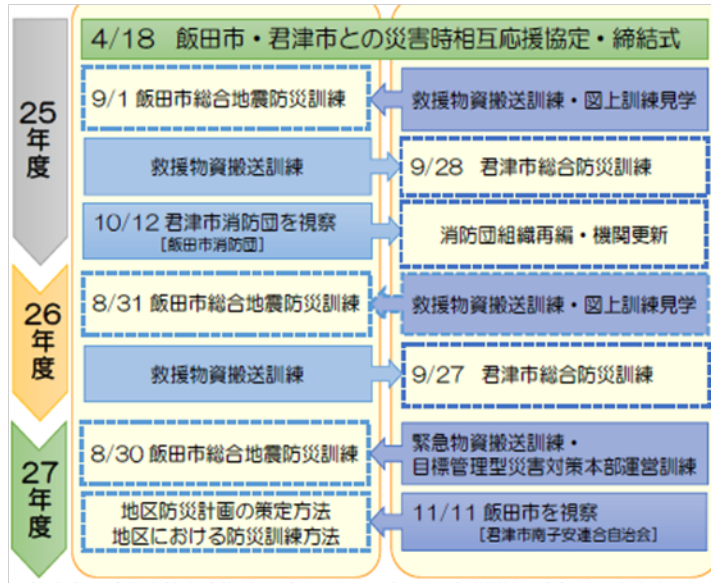
✓ 人口減少が先行して進んできた県では、県が市町村と一体となって様々な施策を展開して地域を守ろうとする動きが顕著に。他方、市町村の補完に積極的に取り組む都道府県は少数。

遠隔地の自治体間の連携

地方公共団体の災害時相互応援協定

市町村において、**1,698団体(97.5%)**が協定締結
 → うち他都道府県の市町村との協定は、
1,254団体(72.0%)が締結 (平成29年4月1日現在)

【事例】遠隔地の市町村での災害時応援協定
 (長野県飯田市・千葉県君津市)



特別養護老人ホームの自治体間連携

東京都杉並区と静岡県南伊豆町両自治体の課題を解決し、メリットを活かす取り組みとして、**全国初の自治体間連携による特別養護老人ホームを南伊豆町に整備。**

(出典)杉並区HP

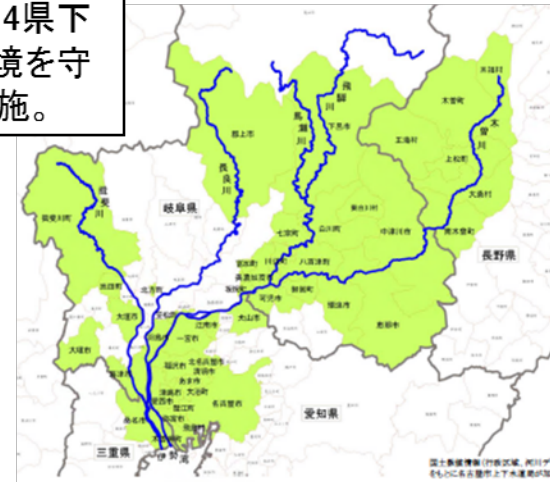


水源地に関する自治体間連携

木曾三川流域自治体連携会議では、4県下45自治体にて、木曾三川流域の水環境を守るため、一体となって水環境保全を実施。

【取組例】

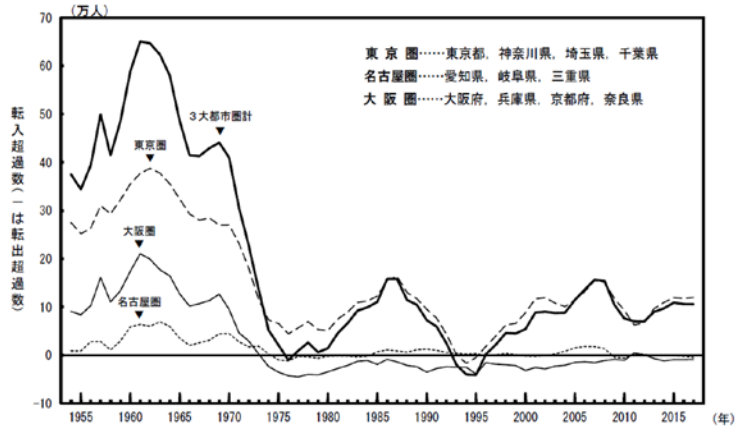
- 流域自治体相互の連携強化
 - ・木曾三川流域自治体サミット
 - ・木曾三川流域自治体連携課長会議
- 持続可能な地域経済の振興
 - ・木曾三川マルシェ
- 水環境保全に対する住民参加の促進
 - ・木曾三川流域連携シンポジウム



- ✓ 圏域を越えた自治体間の連携として、災害時相互応援や福祉施設の域外設置、流域での水環境保全の事例が見られる。
- ✓ こうした取り組みは、行政サービス提供の持続可能性を高めるとともに、地域間で新たな人の流れの創出につながる。

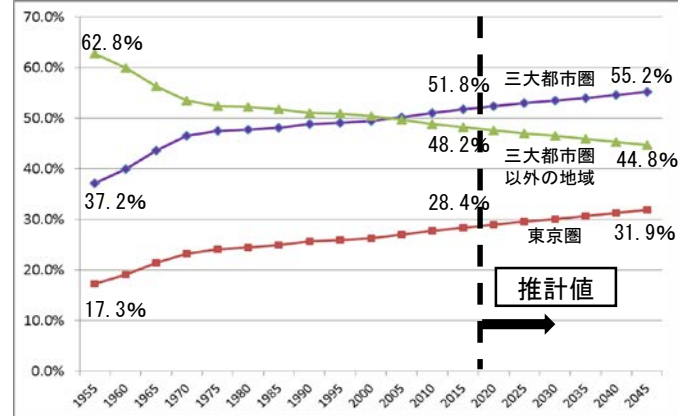
大都市圏(特に東京圏)が抱える課題①

三大都市圏の転入・転出超過数の推移(1954年～2017年)



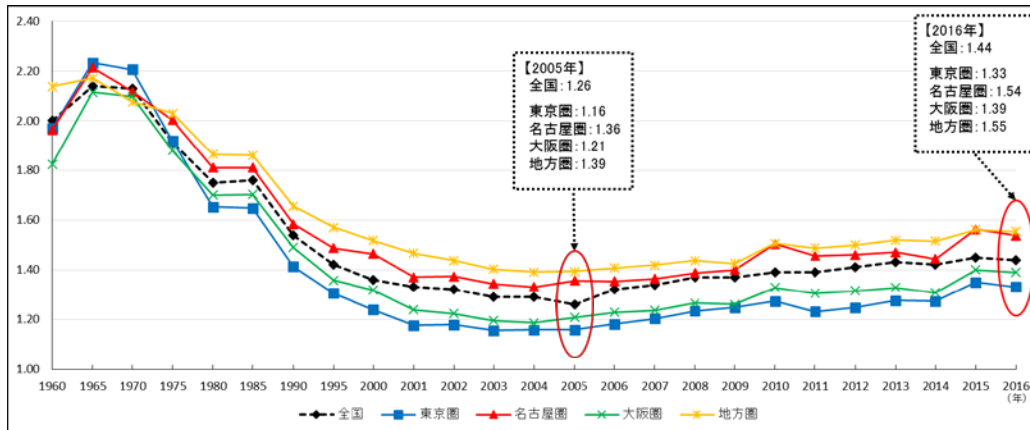
出典：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告2017年結果」

三大都市圏及び東京圏の人口が総人口に占める割合



出典：総務省統計局「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より作成

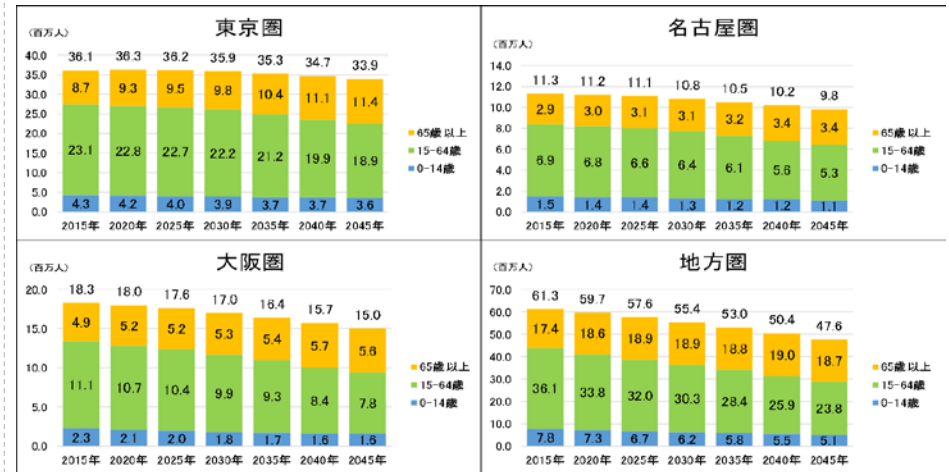
三大都市圏の合計特殊出生率の推移



※各圏域の合計特殊出生率は、構成都道府県ごとの合計特殊出生率を単純平均したもの。

出典：厚生労働省「人口動態調査(確定値)」より作成

三大都市圏の高齢者数の将来推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」(平成30年3月30日)より作成

- ✓ 東京圏においては、一時期を除いて引き続き大幅な転入超過。三大都市圏の人口シェアの上昇は今後も続き、その増大のほとんどは東京圏のシェア上昇分となると予測。
- ✓ 三大都市圏の合計特殊出生率を見ると、近年は、東京圏と大阪圏が全国平均を下回り、名古屋圏は全国平均を上回っている。
- ✓ 三大都市圏では、2045年にかけて、高齢者(65歳以上)が増加。

大都市圏(特に東京圏)が抱える課題②

地域別の入院・外来・介護需要の将来見込み

	75歳以上人口(万人)					入院ニーズ(1日当たり、万人)					外来ニーズ(1日当たり、万人)					介護(サービス利用者、万人)				
	2015年		2025年		2040年	2015年		2025年		2040年	2015年		2025年		2040年	2015年		2025年		2040年
			対2015		対2015				対2015		対2015			対2015		対2015			対2015	
全国	1,646	2,179	32.4%	2,223	2.0%	133	152	14.1%	163	7.1%	787	798	1.4%	749	△6.1%	521	689	32.3%	834	21.1%
北海道	78	102	30.5%	105	2.5%	8	10	16.2%	10	8.7%	31	30	△1.5%	27	△11.1%	24	32	32.4%	39	21.0%
東北	138	161	17.1%	168	4.0%	10	11	7.7%	11	1.1%	55	54	△2.5%	48	△11.9%	43	53	21.8%	62	16.4%
北関東	87	116	33.9%	121	4.0%	6	7	12.1%	8	5.8%	39	39	△0.5%	36	△8.3%	25	32	29.5%	40	25.9%
南関東(一都三県)	397	572	44.1%	602	5.3%	27	33	21.8%	38	14.0%	212	223	5.2%	221	△0.8%	118	172	45.0%	219	27.5%
埼玉県	76	118	53.9%	120	1.8%	5	7	24.6%	8	13.5%	41	43	4.6%	41	△4.4%	21	32	51.5%	42	28.5%
千葉県	72	108	51.0%	110	1.2%	5	6	21.9%	6	10.6%	35	36	3.0%	33	△6.4%	20	30	49.8%	38	28.3%
東京都	147	198	34.3%	214	8.2%	11	13	19.8%	15	15.5%	83	87	5.5%	89	2.5%	46	63	37.9%	79	25.7%
東京都都区部	99	130	31.5%	141	8.7%	7	8	18.8%	10	15.7%	56	59	5.4%	61	3.5%	31	41	35.3%	52	24.8%
東京都市町村部	49	68	40.0%	73	7.1%	3	4	21.8%	5	15.2%	27	28	5.8%	29	0.3%	15	22	43.2%	27	27.3%
神奈川県	102	149	46.2%	159	7.2%	6	8	22.5%	9	14.3%	54	58	6.8%	58	0.2%	32	47	47.7%	60	28.8%
中部	284	370	30.6%	371	0.2%	19	22	12.3%	23	5.7%	127	128	0.3%	119	△6.6%	86	112	29.8%	135	20.3%
近畿	287	395	37.5%	388	△1.8%	23	27	16.3%	29	6.4%	149	151	1.5%	141	△6.6%	99	135	35.8%	159	18.3%
中国	110	138	25.2%	132	△4.4%	10	11	10.1%	11	3.1%	50	49	△1.1%	45	△9.6%	37	46	23.2%	52	14.3%
四国	62	74	20.6%	71	△4.2%	6	6	6.0%	6	△0.2%	26	25	△3.4%	22	△13.0%	20	24	18.4%	27	12.4%
九州	203	249	22.5%	265	6.4%	23	26	11.0%	28	6.1%	97	97	0.7%	90	△7.3%	67	83	24.6%	101	21.0%

※1 平成25年度ベースで推計した、都道府県別年齢階級別ニーズ(人口に対する患者割合、介護サービス利用割合等)を用いて計算。

※2 将来の人口については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」を使用。

※3 医療については、厚生労働省「患者調査」(平成23年)、総務省「人口推計」(平成23年10月1日)、厚生労働省「医療費の動向」(平成23年度、25年度)を基礎に推計。外来ニーズには、歯科を含む。平成23年の患者調査は、宮城県、石巻医療圏、気仙沼医療圏、及び、福島県を除いて調査が行われており、宮城県と福島県については全国計の数値を用いて推計。

※4 介護については、厚生労働省「介護給付費実態調査(平成25年11月審査分)」、総務省「人口推計」(平成25年10月1日)を基礎に推計。

※5 現状を将来に投影したものであり、また、平成25年度以降の傾向・政策の影響・制度改正等を織り込んでおらず、各地方公共団体が作成する計画等とは一定の乖離が生じ得ることに留意が必要。基本的には、将来の人口の規模及び年齢構成の変化に伴うニーズの変化を大まかにみるためのものであることに留意が必要。

出典：日本創生会議 首都圏問題検討分科会「東京圏高齢化危機回避戦略 図表集」

- ✓ 今後の高齢化の進展により、入院・介護需要が増加する一方、外来は減少。
- ✓ 東京圏は、入院・介護需要の増加率が全国で最も高い。

大都市圏(特に東京圏)が抱える課題③

医療・介護の一都三県内の利用状況－医療－

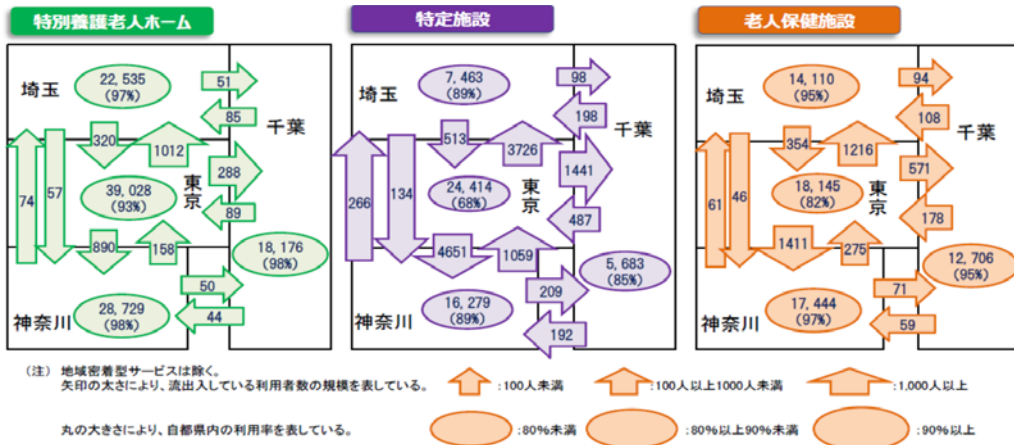
【一般病床(病院)】								
	患者数 (千人)	医療機関所在地						
		埼玉県	千葉県	東京都	区	市町村部	神奈川県	その他
計	707	4%	4%	9%	7%	2%	5%	78%
患者住所								
埼玉県	31	83%	1%	11%	10%	1%	0%	4%
千葉県	27	1%	91%	6%	6%	0%	0%	2%
東京都	60	2%	2%	92%	67%	26%	2%	2%
住居								
区	43	2%	2%	92%	89%	4%	1%	3%
市町村部	17	2%	1%	92%	12%	80%	5%	1%
神奈川県	36	0%	1%	7%	5%	2%	90%	2%
その他	553	0%	0%	0%	0%	0%	0%	99%

【療養病床(病院)】								
	患者数 (千人)	医療機関所在地						
		埼玉県	千葉県	東京都	区	市町村部	神奈川県	その他
計	287	4%	3%	6%	3%	3%	4%	82%
患者住所								
埼玉県	10	90%	1%	6%	3%	3%	0%	3%
千葉県	9	1%	94%	1%	0%	1%	0%	3%
東京都	21	8%	4%	79%	43%	36%	5%	4%
住居								
区	13	10%	5%	76%	63%	14%	4%	5%
市町村部	8	4%	3%	83%	10%	73%	8%	3%
神奈川県	11	1%	2%	4%	2%	2%	91%	3%
その他	236	0%	0%	0%	0%	0%	0%	99%

【外来】							
	患者数 (千人)	医療機関所在地					
		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	その他	
計	7261	5%	4%	12%	6%	72%	
患者住所							
埼玉県	380	92%	1%	6%	0%	1%	
千葉県	305	1%	93%	5%	0%	1%	
東京都	826	1%	0%	97%	1%	0%	
神奈川県	477	0%	0%	5%	99%	0%	
その他	5274	0%	0%	0%	0%	100%	

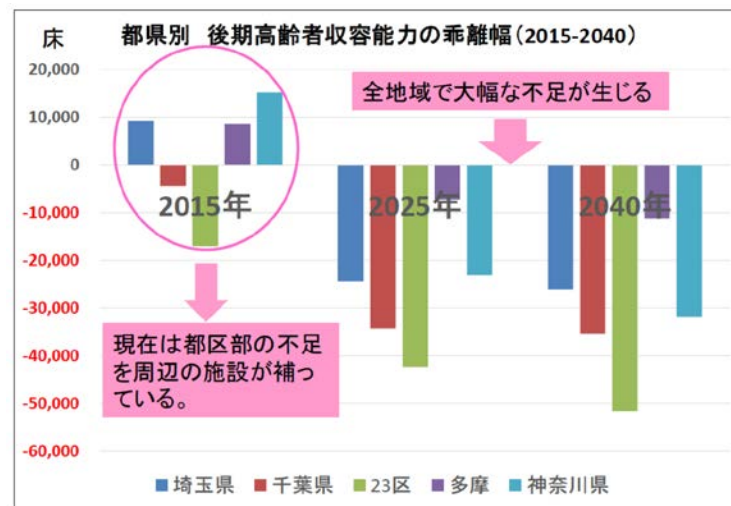
出典：日本創生会議 首都圏問題検討分科会「東京圏高齢化危機回避戦略 図表集」

医療・介護の一都三県内の利用状況－介護－



出典：国民健康保険団体連合会支払データ(平成26年3月審査分) ※厚生労働省調べ

東京圏の後期高齢者収容能力について

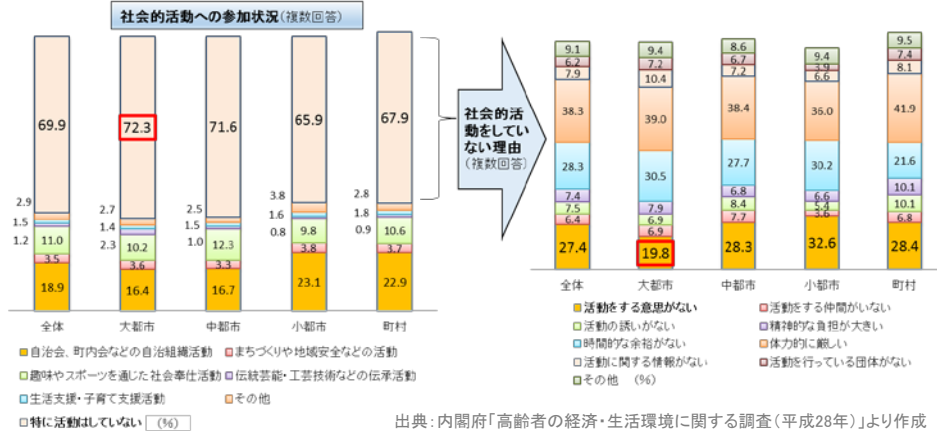


出典：日本創生会議 首都圏問題検討分科会「東京圏高齢化危機回避戦略 図表集」

- ✓ 一般病床に関しては、多摩地区及び近隣県の患者が23区の医療機関に一定割合依存。一方、療養病床に関しては、23区の多くの患者が多摩地区及び近隣県の医療機関に入院。
- ✓ 東京圏では、一都三県区域を越えて介護施設等が利用。東京都が最も他県への依存度が高い。後期高齢者(75歳以上)の収容能力について現状は東京23区のマイナスを近隣県のプラスが補っているが、2025年、2040年の人口をベースにすると、全ての地域でマイナス方向に。

大都市圏(特に東京圏)が抱える課題④

都市規模別にみた高齢者の社会的な活動への参加状況等



出典: 内閣府「高齢者の経済・生活環境に関する調査(平成28年)」より作成

東京圏における公共施設等の老朽化状況

〈有形固定資産減価償却率の状況(H27年度財政状況資料集より)〉

	所有資産全体(※)		
	減価償却累計額	有形固定資産(償却資産)額	有形固定資産減価償却率
東京圏(29団体)	44,183 億円	76,935 億円	57.4%
東京圏以外(163団体)	142,970 億円	259,712 億円	55.0%
合計(192団体)	187,153 億円	336,647 億円	55.6%

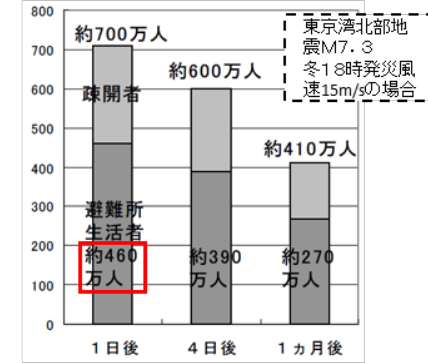
(※)道路、橋りょう・トンネル、公営住宅、港湾・漁港、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設、児童館、公民館、図書館、体育館・プール、福祉施設、市民会館、一般廃棄物処理施設、保健センター・保健所、消防施設、庁舎等固定資産台帳に記載されている全ての有形固定資産(償却資産)の合計

首都直下地震・南海トラフ地震の被害想定



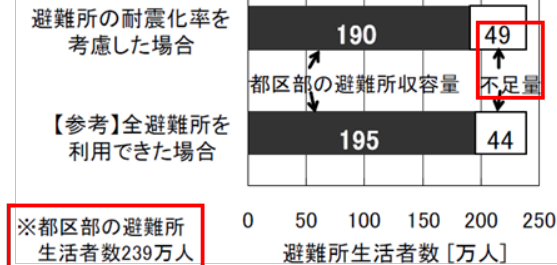
首都直下地震発生時の避難想定

避難者に係る被害想定



疎開者: 避難所以外へ避難・疎開する人

東京都区部で発生する避難所の不足量



出典: 内閣府首都直下地震避難対策等専門調査会報告

- ✓ 大都市(東京23区・指定都市)では、定年退職後の高齢者が社会的な活動に参加するに当たって、受け皿が十分でなく、社会的な活動に参加したいというニーズを受け止め切れていない可能性。
- ✓ 東京圏の市区町村は相対的に公共施設等の老朽化が進行。
- ✓ 首都直下地震(M7クラス)、南海トラフ地震(M8～9クラス)の発生確率は、30年以内に70%程度。
- ✓ 首都直下地震発生時には避難所生活者が最大約460万人発生する。東京23区全体で避難を実施しても収容力が不足し、多摩地区や近隣県への避難が必要。

三大都市圏内の市町村の状況

〈市町村合併の状況〉

	H11.3.31の市町村数	H30.4.1の市町村数	減少率
三大都市圏	731	463	36.7%
うち東京都	40	39	2.5%
うち愛知県	88	54	38.6%
うち大阪府	44	43	2.3%
三大都市圏以外	2,501	1,255	49.8%
合計	3,232	1,718	46.8%

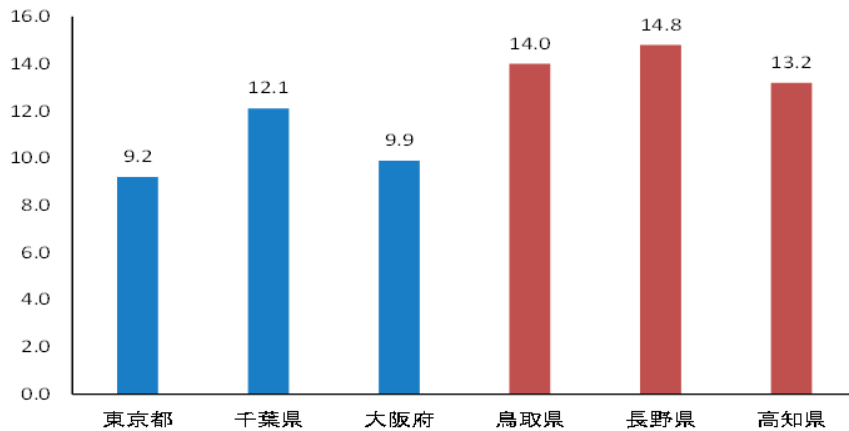
〈連携協約の締結状況〉

	連携協約	
	件数	締結団体数
三大都市圏	15 (0) ※1	30
三大都市圏以外	160 (47)	320
合計	175 (47) ※2	350

※1 〈兵庫県〉[姫路市(中心市)] 相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市
 ※2 ()内の数値は、件数のうち連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を除いた件数

〈厚生福祉、環境衛生、防災分野における事務の共同処理の状況〉

1団体当たりの共同処理事務の数(平均)



(参考)事務種類ごとの共同処理実施市町村数

	(A)	三大都市圏			三大都市圏外		
		東京都	千葉県	大阪府	鳥取県	長野県	高知県
市町村数(※)	(A)	26	39	43	19	77	34
共同処理を実施している事務の種類		14	29	26	21	32	27
(1)厚生福祉		37	191	191	106	597	187
(2)環境衛生		107	129	146	88	306	122
(3)防災		94	153	88	72	236	140
共同処理を実施している事務処理団体数 (1)~(3)の合計	(B)	238	473	425	266	1139	449
1団体当たりの共同処理事務の数(平均) (B/A)		9.2	12.1	9.9	14.0	14.8	13.2

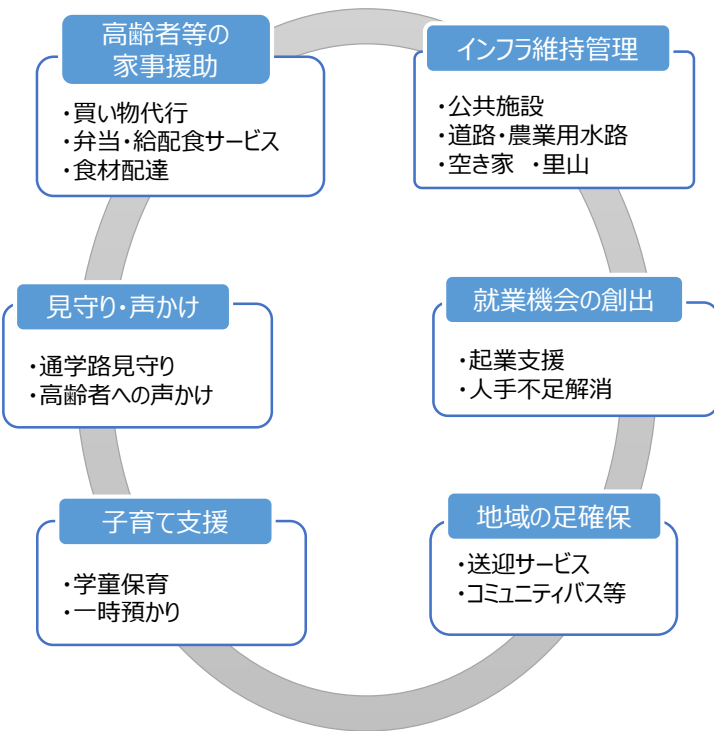
(※)三大都市圏については、指定都市・特別区への通勤・通学割合が10%以上の市町村
 (出典)平成28年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査をもとに作成

- ✓ 三大都市圏では、特に東京都や大阪府をはじめとして、市町村合併は進展せず。
- ✓ 連携協約や事務の共同処理といった地方公共団体間の広域連携の状況についても、三大都市圏よりも圏外の方が取組が進行。

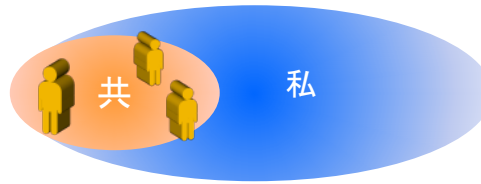
多様な担い手によって住民ニーズを満たす仕組み

住民生活におけるニーズ(例)

※ニーズの大きさや担い手は地域によって様々



住民同士の関係性が希薄な地域
＝共助の受け皿がない地域
(主に大都市部を想定)



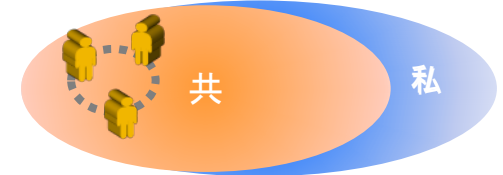
私 個々の住民がサービスを購入することでニーズを満たす
ただし、サービス購入できない住民も存在

私

共 共助によるサービス提供があまり行われておらず、地域の共通課題への対応は脆弱

共

共助による支え合いが広く行われている地域
＝共助の受け皿がある地域
(主に地方部を想定)



私 人口減少と高齢化が進むことで、住民ニーズに対するサービスの供給がビジネスとして成り立たない可能性

私

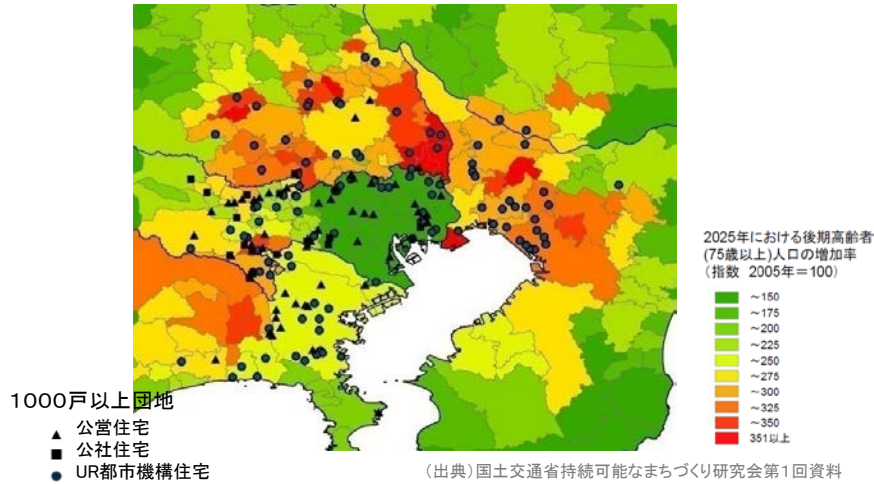
共 地縁組織などの共助による支え合いが広く存在
ただし、人口減少と高齢化が進むと、活動継続が困難に

共

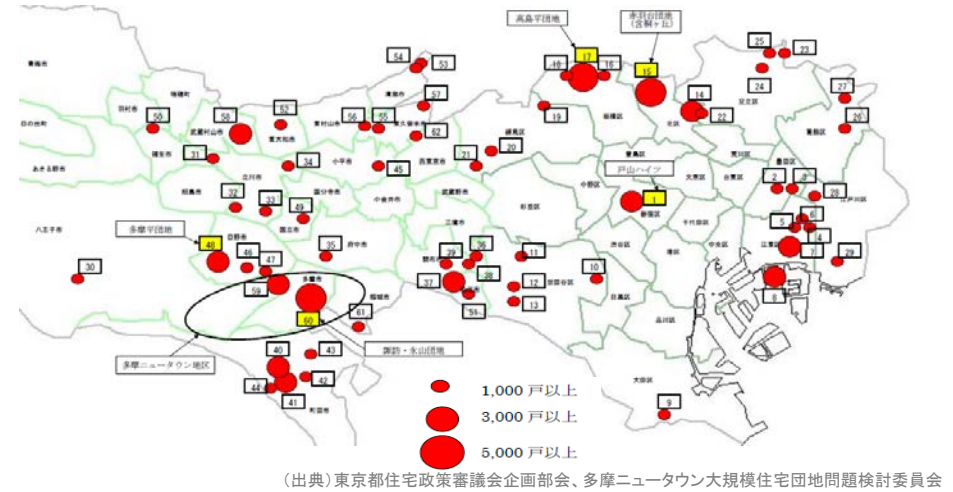
- ✓ 住民生活におけるニーズは、家事援助、見守り、子育て支援、地域の足の確保、地域の交流など幅広く存在。
- ✓ 住民同士の関係性が希薄で共助による相互扶助の取組があまり行われていない地域(大都市部を想定)では、個々の住民がサービスを購入することでニーズを満たすことが想定されるが、地域の共通課題への対応は脆弱。今後、住民ニーズを満たす共助によるサービス提供体制をいかに構築するかが課題。
- ✓ 地縁組織などの共助による支え合いが広く行われている地域(主に地方部を想定)では、人口減少と高齢化が進むことで、住民ニーズに対するサービスの供給が私の領域でビジネスとして成り立たない可能性が高まる。一方、共助による支え合いの基盤となる主体(地域運営組織等)が継続的に活動できるようにするために、人材、資金、ノウハウをいかに確保するかが課題。

首都圏の大規模住宅団地

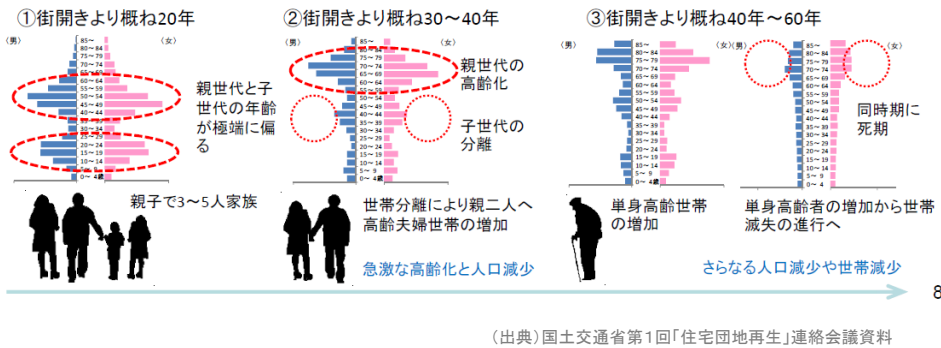
首都圏での高齢化の伸び率(後期高齢者の人口増加率)と大規模団地



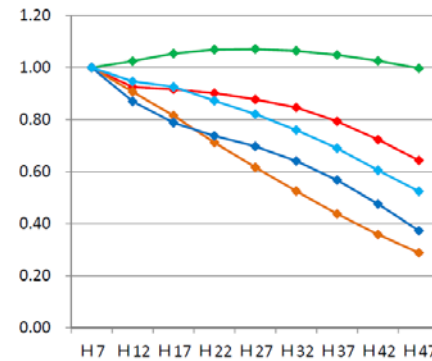
都内の大規模住宅団地の分布(昭和40年代以前入居)



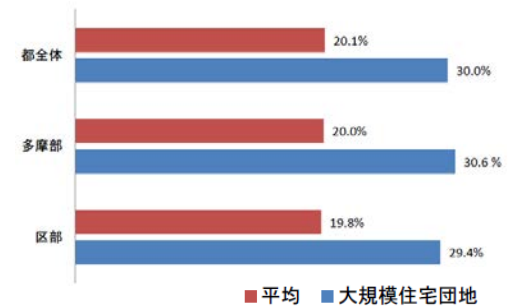
戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ



大規模住宅団地の人口推移



東京都の大規模住宅団地の高齢化の状況

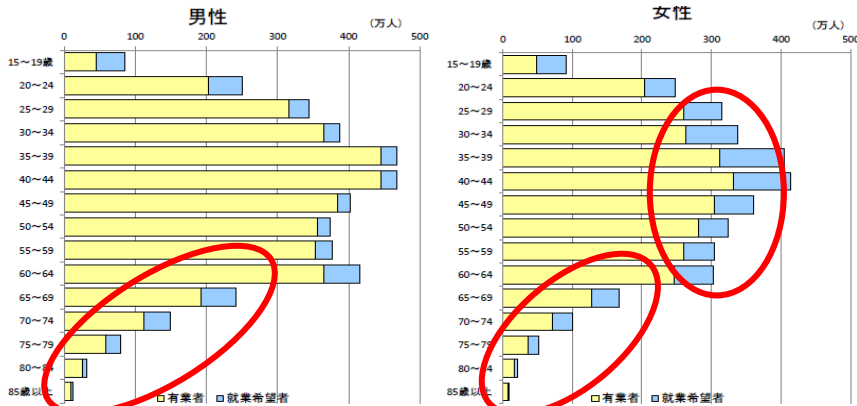


(出典)東京都住宅政策審議会企画部会、多摩ニュータウン大規模住宅団地問題検討委員会

- ✓ 大規模団地は県境を越え、都心から同心円状に一都三県に分布。
- ✓ 同じ年齢層が一斉に入居したことから、入居開始年次が古いほど居住者の高齢化が進行。
- ✓ 今後、23区を中心に人口増加が見込まれる市区町村が多い東京都内にも、大規模住宅団地が多数立地しており、局地的な人口減少と高齢化が想定される。

雇用の場を求める高齢者

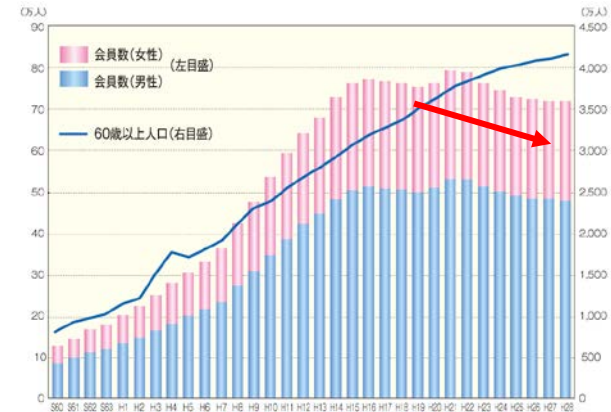
有業者数と就業希望者数



(注)「就業希望者」は、ふだん仕事をしていない「無業者」のうち、何か収入のある仕事をしたいと思っている者を行い、実際に求職活動をしている「求職者」を含む。いわば潜在的労働力に相当する者。

(出典)厚生労働省 生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会 報告書(参考資料)

シルバー人材センターの会員数

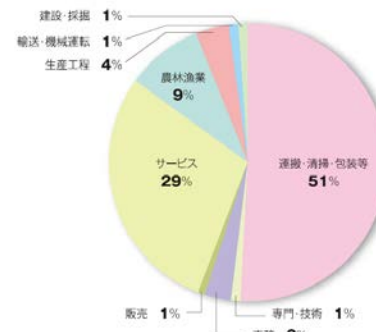


シルバー人材センター会員の収入等



月平均(H28): 35,811円<9.4日>
(3,810円/日)

シルバー人材センターの業務 (就業者数(延べ)の割合)



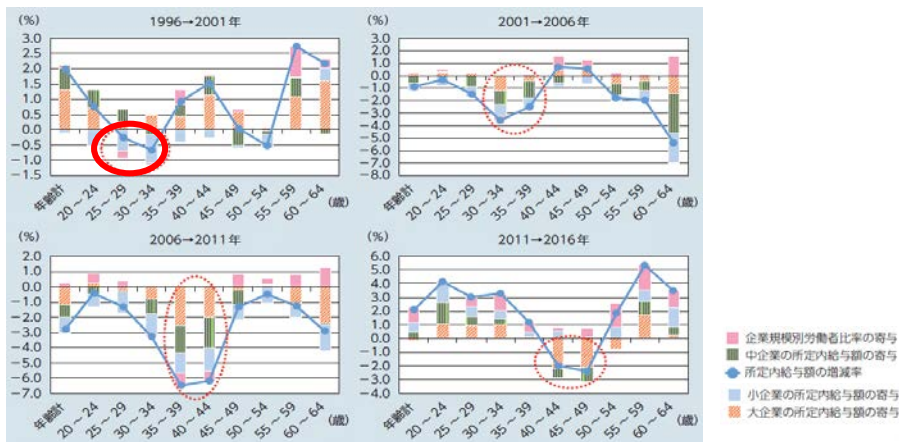
- 【主な仕事の例】**
- 運搬・清掃・包装等(51%)**
屋内外清掃、除草、カート整理など
 - サービス(29%)**
建物管理、広報配布、福祉・家事援助、育児支援、会館管理、学童通学見守りなど
 - 農林漁業(9%)**
植木の剪定、農業支援、花の手入れなど

(出典)公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会「シルバー人材センター事業の概要2017」

- ✓ 高齢者と女性において、就職希望者が多く、有業者数と就職希望者数にギャップが生じている。
- ✓ 60歳以上人口が増加する中、シルバー人材センターの会員数は、2013年をピークに減少傾向。

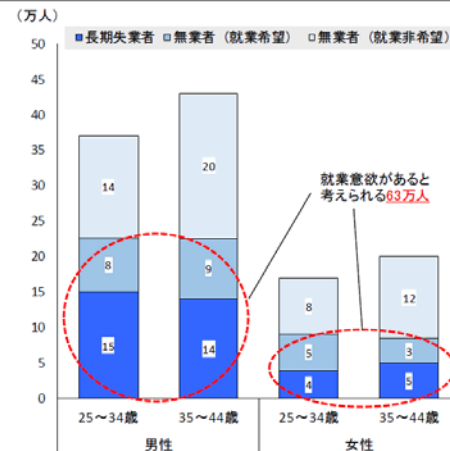
就職氷河期世代の状況

年齢階級別 所定内給与額の変化と要因(男性一般労働者)



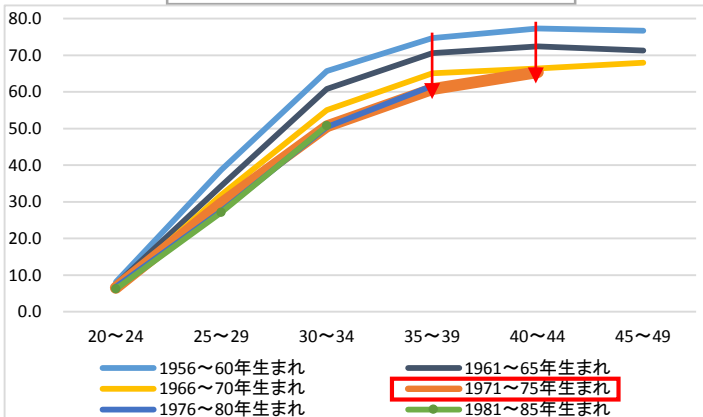
(出典) 平成29年版厚生労働白書

労働市場で十分に活躍していない層(2015年)

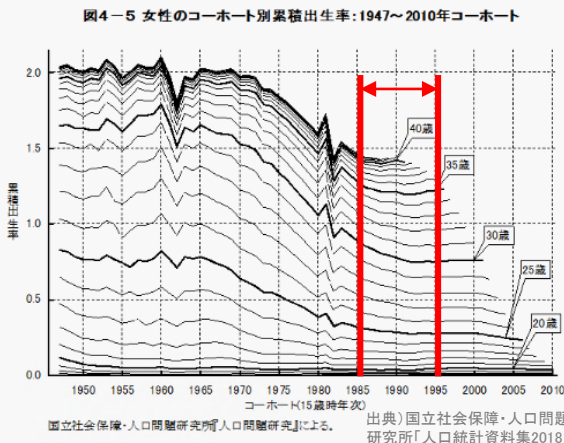


(出典) 内閣府経済財政諮問会議「2030年展望と改革タスクフォース報告書(参考資料集)」より作成

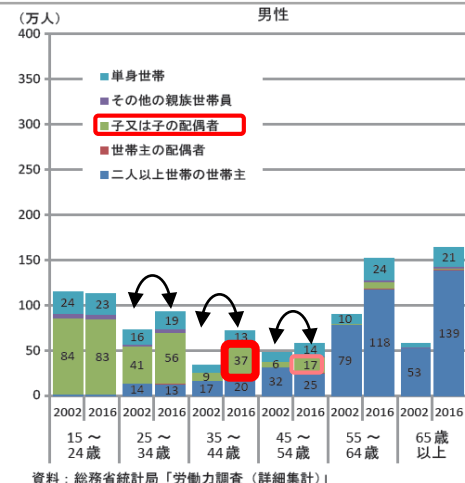
年齢別有配偶率(男性)



女性の出生率の変化



非正規雇用労働者の世帯属性(2002年と2016年の比較)



- ✓ バブル崩壊後の就職氷河期に就職した世代(特に1972~76年生まれ)は、その前後の世代と比較して、給与が低い。
- ✓ 就職氷河期世代は、年齢別有配偶率(男性)をみるとその前の世代よりも結婚している者の割合が低い。女性の出生率も低い。
- ✓ 非正規雇用労働者(男性)は、世帯主である親と同居するケースが増加。

共助としての地域運営組織によるサービス提供

地域運営組織の定義(総務省地域振興室による調査の定義)

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々を中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

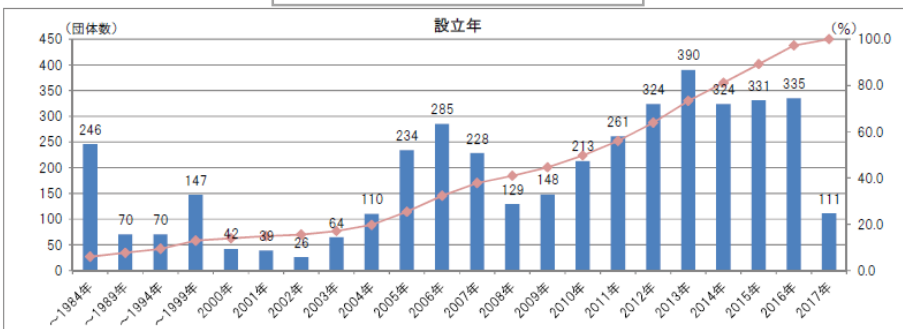
具体的には、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出し、次のような活動を行っている組織。

総合的なもの 生活支援関係	市町村役場の窓口代行、公的施設の維持管理(指定管理など) コミュニティバスの運行、送迎サービス、雪かき・雪下ろし、家事支援(清掃、庭の手入れなど)、弁当配達・給配食サービス、買い物支援(配達・地域商店運営、移動販売など)
高齢者福祉関係	声かけ・見守り、高齢者交流サービス
子育て支援関係	保育サービス、一時預かり
地域産業関係	体験交流事業、名産品・特産品の加工・販売(直売所の設置・運営など)
財産管理関係	空き家や里山の維持・管理など

※以下のように一般の経済活動の一環として行われているものは調査の対象外。

- ・民間事業者による交通事業
- ・生活協同組合、農業協同組合等による店舗運営、配達・移動販売等
- ・主として介護保険の適用を受ける事業を行っている事業者による介護事業等
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人等による事業(学校・保育所、病院、介護施設等)やそれに付帯する送迎等

地域運営組織の設立時期



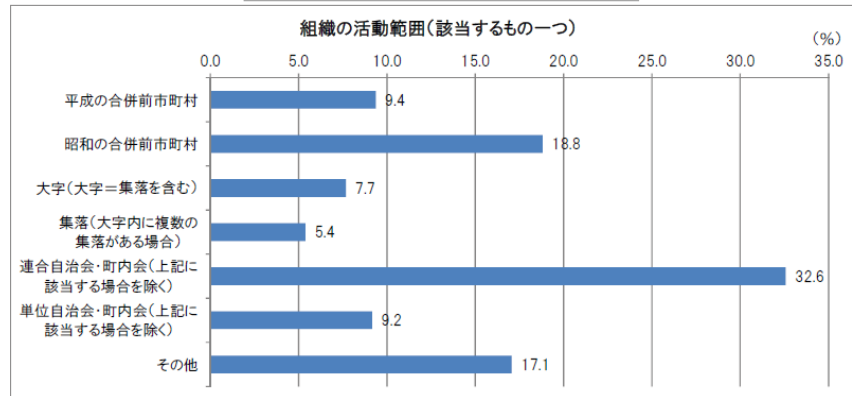
注) 2017年は調査実施年のため参考値

地域運営組織の空間的広がり



出典: ※1 農林水産省「平成26年度農業協同組合等現在数統計」(17年3月時点)、※2 日本商工会議所「全国商工会連合会HP」(2014年時点)、※3 日本図書館協会「日本の図書館統計」(14年4月時点)、※4 文部科学省「学校基本調査」(全国の公立・私立の中学校数、過疎・半村小地域の小中学校数は過疎地域のみで700校)、※5 厚生労働省「社会福祉審議会分科会第5部会(第5部)資料」(14年7月時点)、※6 警察庁「社会生活統計指標-警察庁の指標」(14年7月時点)、※7 文部科学省「社会教育調査」(14年10月時点)、※8 厚生労働省「社会生活統計指標-一部過疎地域の指標」(14年4月時点)、※9 国土交通省「過疎地域等総合政策に関する集落の現状把握調査」(14年7月時点)、※10 厚生労働省「平成26年度無医地区等調査及び集落生活圏調査結果」(14年10月時点)、※11 総務省「平成27年度国勢調査」(14年10月時点)、※12 総務省「地域自治組織のあり方に関する研究報告書」(14年5月時点)

地域運営組織の活動範囲



(出典) 内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局「地域の課題解決のための地域運営組織に関する有識者会議 最終報告」(2016年12月)

- ✓ 住民が自ら地域課題の課題解決に向けた取組を継続的に実践する組織が、高齢者交流サービス、声かけ・見守り等高齢者の暮らしを支える活動や、子育て支援などに取り組む例が多い。

自治体行政の標準化の必要性

自治体行政の標準化の必要性

行政内部(バックオフィス)

- 法令に基づく行政事務の多くは、情報システムを活用して自治体内で効率化を推進してきた。
- これまでも職員による事務作業をシステム処理に移行することで省力化が図られてきたが、AIやロボティクスの登場により、職員よりも正確で効率的に実施することが可能に。
- 各自治体が部分最適を追求した結果、全体として情報システムの重複投資が発生。

住民・企業との接点

- 紙の申請書類では、記載項目が同じであっても様式に差異がある場合には大量・定型の手続きを一括処理できず、住民・企業の負担が大きい。
- マイナポータルは、住民の電子申請の一元的な窓口として利用可能。

執行体制の簡素化・効率化

破壊的技術(Disruptive Technologies)による
自動化・省力化

情報システムの
共通化による
低廉化

利便性向上

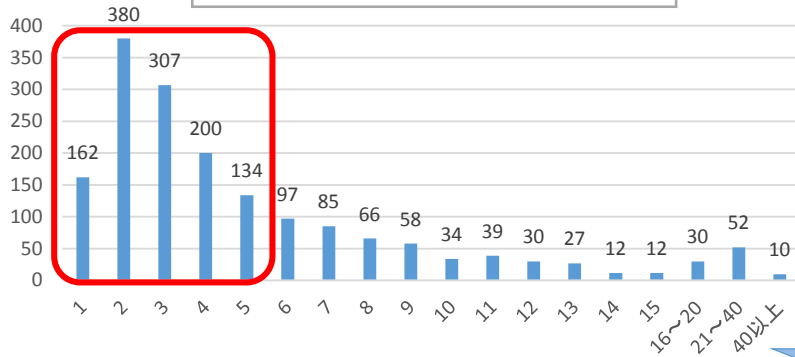
マイナポータルなど
一元的な
インターフェイスの
構築・活用

基幹業務システムのクラウド導入状況(団体規模別)

	5万人未満		5万人以上 20万人未満		20万人以上		合計
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
自治体 導入済み	307	25.8	46	11.0	4	3.1	394
クラウド 導入予定	78	6.5	20	4.8	0	0.0	109
単独 導入済み	426	35.8	134	31.9	33	25.4	661
クラウド 導入予定	39	3.3	21	5.0	6	4.6	74
未導入	341	28.6	199	47.4	87	66.9	703
合計	1,191	-	420	-	130	-	1,941

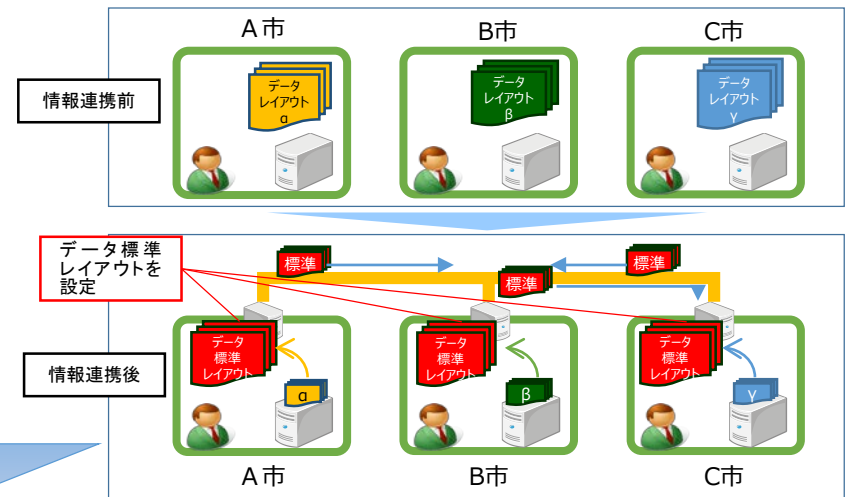
(出典)総務省「市区町村における情報システム経費調査」(2018年3月)

情報主管課職員数の状況(団体数)



(出典)総務省「自治体情報管理概要」(2018年3月)

データ標準レイアウトによる標準化(イメージ)



- ✓ 自治体の経営資源が制約される中、法令に基づく公共サービスを的確に実施するためには、破壊的技術(Disruptive Technologies)(AIやロボティクス、ブロックチェーンなど)を積極的に活用して、自動化・省力化を図り、より少ない職員で効率的に事務を処理する体制の構築が欠かせない。
- ✓ 行政事務の多くが情報システムにより処理されていることから、行政内部(バックオフィス)においては、データレイアウトを標準化し、クラウドサービスとして提供される共通の情報システムを活用して低廉化を図る必要がある。